

障害者スポーツ活動支援事業補助金交付要綱

公益社団法人山口県障害者スポーツ協会

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者スポーツ活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 障害者団体や障害者スポーツ団体等が主体的に行う、各種スポーツ大会やスポーツ活動等に対してその経費の一部を補助し、もって障害者の社会参加の促進と生活の質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、公益社団法人山口県障害者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）の正会員である障害者団体及び障害者スポーツ団体等（以下「補助対象者」という。）とする。

2 他団体・機関より、団体活動及び当該事業にたいして補助金等を受けている補助対象者は除くものとする。

3 その他、会長が認めた者。

(補助対象及び経費)

第4条 補助金の交付対象は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者が開催する各種スポーツ大会及びスポーツ活動等の経費
- (2) 国際大会、全国大会規模等の大会への補助対象者の出場経費
- (3) その他、会長が適当と認めた経費

2 補助金の交付対象は、補助対象者2事業以内とする。

ただし、補助金として交付できる寄附金（指定、協賛金）があり、会長が適当と認めた場合は、この限りではない。

(補助基準額及び補助額)

第5条 補助基準額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助額は、対象経費の実支出額から寄付金等による収入額を控除した自己負担額と、補助基準額を比較して、低い方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、寄附金（指定、協賛金）からの補助金交付額については、審査会において別途検討し会長が決定する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を希望する者は、別紙様式第1による「補助金交付申請書」に係る書類を添えて、別に指定する日までに、スポーツ協会会長（以下「会長」という。）あて、提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査会で審査の上、適正と認められるときは補助金交付決定を行い、別紙様式第2の「補助金交付決定通知書」より当該申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助金の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときから15日以内（ただし、当該年3月1日以降に行われる事業にあつては事業終了後直ちに提出すること）に別紙様式第3による「補助事業実績報告書」（以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて会長あて、提出しなければならない。

(補助金の支払い及び返還)

第10条 補助金は、「実績報告書」提出後に精算払い（交付決定額の範囲内）とする。

ただし、会長が特に必要があると認めるときは、交付決定に係る補助金の一部又は全部を概算払いできるものとする。

2 前項の但し書きにおいて「実績報告書」提出後の精算額を超える補助金が概算払いされているときは、会長は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金交付の決定の取り消し等)

第11条 会長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

2 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

3 第7条に係わる審査会のメンバーは、会長、常務理事、理事2名、事務局長とする。

4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 （第5条関係：補助基準額の上限）

大会規模	開催経費 (1事業当たり)	出場経費 (1事業当たり)
国際大会	—	100,000円
全国大会	100,000円	50,000円
中・四国大会	70,000円	30,000円
山口県大会	30,000円	—
その他県外の公式試合	—	20,000円